

小笠原村立小笠原中学校 いじめ対策基本方針

I 策定の目的

本校生徒の心身の健全な成長を図るために、「いじめの根絶」を大目標とし、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条に基づき、本校の実態に応じ「小笠原中学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

現在、いじめ問題の対応は、人権教育の推進も含め、全国の学校が取り組むべき最重要課題の一つである。したがって、いじめ防止対策推進法、東京都および小笠原村のいじめ防止基本方針を十分に踏まえ、策定した。

II いじめ防止対策推進法より

1 いじめの定義（第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校及び学校の教職員の責務（第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

III いじめ防止のための基本理念および共通認識

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

いじめは、どの生徒にも起こりうる問題である。

いじめは、本校の教育活動内外を問わず、いつでも・どこでも起こりうる問題である。

いじめは、生徒の心身に重大な影響を与える。

という前提に立ち、

- 1 「いじめは絶対に許さない」という認識をもつ。
- 2 「生徒が安心して学習活動等に励むことができる」場が学校であるという意識をもち、職務にあたる。
- 3 いじめ問題の根幹は「日常の学校生活にある」という認識をもち、平素の生徒理解・観察を進める。
- 4 いじめ防止の基本は「未然防止である」ことから、道徳の授業を含め、全教育活動において、生徒のお互いに尊重し合う意識や態度等、人権意識を高め、豊かな心の育成を図る。
- 5 教職員の言動や姿勢が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識する。
- 6 平素の家庭（保護者）や地域、関係諸機関との連携が、いじめ防止にも大きな役割を果たしていることを認識する。

7 いじめが起きてしまった場合、

- (1) いじめられている生徒を徹底して守り通す。
- (2) 個人ではなく、組織としてその解決に当たる。そのためには、報告・連絡・相談等が重要である。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を適時行う。
- (4) いじめ問題を隠すことなく、教育委員会をはじめ、家庭および地域、関係諸機関と連携し、その解決にあたる。

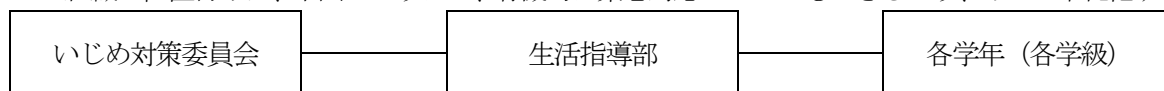
IV いじめ防止のための本校の施策

1 いじめ対策のための組織

(1) 組織

いじめ問題は平素の学校生活の延長にあるという考えに基づき、新たな組織を作るのではなく、既存の生活指導部に管理職2名とスクールカウンセラーが加わる形で、「いじめ対策委員会」という名称で設置する。

組織の位置付けは、下図のようにし、有機的に緊急対応がいつでもできるよう、あえて単純化する。



2 具体的な方策

(1) 未然防止（早期発見）策

① 面談を中心とする取組

- 年9回の面談 年度始めから：S C全員面接・校長面談・保健面談
- 毎学期：ふれあい月間生活アンケートに基づく面談…全学年
- 1学期 7月：三者相談（担任、保護者、生徒）…全学年
- 2学期 11月：三者面談（担任、保護者、生徒）…3年のみ
- 2学期 12月：三者面談（担任、保護者、生徒）…全学年

を活用し、必ず人間関係（いじめを含む）に関して触れるようにする。

○スクールカウンセラーとの全員面接

4月から1年生全員と面接を行う。いじめの早期発見のみならず、中一ギャップへの対応、スクールカウンセラーとの人間関係づくりなど、多面的な効果をねらいとする。1年生の終了後は、2・3年生全員との面談も行う。

② ふれあい月間（年3回）との連携

○道徳の授業との連携

ふれあい月間中に行う道徳の授業において、人間関係に関する指導項目（C-(15)よりよい学校生活、集団生活の充実、B-(8)友情・信頼、B-(9)相互理解、寛容、C-(11)公正、公平、社会正義、D-(19)生命の尊さ、等）を扱い、相互及び集団生活を考え振り返る機会とする。

○調査（アンケート）の実施

生徒の実態を把握するために、6月、11月、2月に生活状況及びいじめに関する調査（アンケート）を行い、分析等を進める。

③ 教職員の指導力の向上と組織的対応

○いじめに関する研修の実施

教職員の観察力及び指導力を向上させるために、年に3回、研修会を行う。

1 学期：生徒理解に関する研修

2 学期：いじめに特化した研修

3 学期：いじめに関連する道徳授業の総括時、今年度のいじめ対策を検証する

○生徒理解

生徒の見方が一面的になったり先入観にとらわれたりすることがないように、客観的・多面的に捉え、人権教育プログラムにある「いじめ発見チェックシート」を活用し、学年単位の複数の目で生徒理解・観察を進める。

○情報の一元化

未然防止および適切な指導を進めるために、未然の段階での気になる生徒およびいじめが起きた場合の該当生徒に関し、いじめ対策委員会でその情報・記録を一元化し、収集・記録・管理する。

④ 生徒会活動の啓発と支援

生徒の意識および自治能力を高めるために、生徒会本部による「いじめ撲滅キャンペーン（仮称）」、学級委員会による「素敵な学級づくり強化月間（仮称）」、生活委員会による「あいさつ運動週間（仮称）」等の取組を啓発し、支援する。

⑤ 保護者・地域・関係諸機関との連携

○学校サポートチームの設置

平素の地域との連携およびいじめ発生時の対応・支援をいただく組織として、学校サポートチームを編成する。

・構成 学校（いじめ対策委員会）＋ 小笠原村教育委員会

小笠原警察署

民生・児童委員

・運営 重大ないじめが起こった時など、校長が必要と判断した際に開催する。

また、会の運営の中心（招集、進行、取組等）は、副校長が務める。

○学校だよりや保護者会の活用

いじめに関する学校の取組や姿勢を伝え、理解を深めていただくとともに、共通認識の下、保護者・地域・関係諸機関からも情報が入りやすくなるような土壌づくりをする。

⑥ 「いのちの授業」「SOSの出し方に関する教育」等の取組

○「いのちの授業」「SOSの出し方に関する教育」「生命尊重教育」等を通して、生命尊重の心や自尊感情・自己肯定感や自己有用感を醸成し、様々な困難やストレスに対処する力を育成する。

(2) 早期対応—組織的対応を柱として

① 学校いじめ対策委員会の機能（役割）

○情報の一元化と共有（共通理解）を図る。

○解決のための手だてと手順を検討する。

○上記で確認・検討したことを進めるために、[被害生徒] [加害生徒] [周囲及び保護者・地域]等の対応について、役割分担を明確にする。

○解決後の指導（見守り）について検討・確認する。

② スクールカウンセラーおよび学校サポートチームとの連携

③ (必要に応じて) いじめに関する保護者会の開催

④ 関係諸機関との連携（教育委員会への報告・相談を含む）

(3) 重大事態への対応・対処は、「学校いじめ対策委員会」が中心となるが、学校・保護者・地域・関係諸機関が一丸となって行う。

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

① 被害生徒に対して

○徹底的な保護

- ・登下校も含め、教員がチームとして役割分担し、常に見守る状況をつくる。
- ・一日に3回、情報（状況確認）を共有し、細かな変化を見逃さない。

○スクールカウンセラーによるケア

○家庭での様子の把握

② 加害生徒への対応

○加害生徒への指導

- ・「許されない行為」として、毅然とした態度を示す。
- ※「理由」ではなく「行為」に対する指導を徹底する。
- ・特別措置（別室登校や懲戒、出席停止等）の検討

○加害生徒の保護者対応

- ・情報の共有
- ・悩みの共有－「責める」のではなく、加害生徒のこれからを「ともに考えていく」

○スクールカウンセラーおよび警察、民生児童委員等との連携

③ 周囲への指導

○緊急集会の実施

- ・周囲からの情報収集および確認と同時に、落ち着いた環境作りに努める。
- ・周囲への指導（啓発）は、状況の推移をみながら、その段階に応じて行っていく。

○いじめに関する緊急保護者会の開催

○関係諸機関との連携（教育委員会への報告・相談、教育委員会からの指示を含む）

○マスコミ対策

教育委員会との連携の下、窓口を一本化（管理職）し対応する。

④ 事態収拾後の指導

⑤ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底

この「小笠原中学校 いじめ防止基本方針」は、平成26年2月3日に作成、本校教職員に周知にいたる。今後、東京都及び小笠原村の基本方針が提示された時点で、それに沿って加筆・訂正する。
なお、学校サポートチームは、平成26年度より設立する。